

【農業者の皆様へ】

市内農業者向け

物価高騰等緊急支援金のお知らせ

原油価格・物価高騰等の影響を受けながらも、販売農家として継続して営農している市内農業者の経費負担の軽減を目的とした支援金を支給いたします。下記の要件を満たす市内農業者に対し、令和6年にかかった肥料・飼料・農業資材・農業施設や農業用機械等の動力光熱費を積算根拠として支援金を支給いたします。内容をご確認のうえ、ご申請ください。

受付期間

令和7年

7月1日(火)から9月30日(火)まで (消印有効)

申請方法

「農業者物価高騰等緊急支援金交付申請書」に必要資料を添付したうえで、農業振興課窓口(市役所2階57番窓口)へ直接持参か郵送で受け付けます。

対象者

市内に居住し農業を営む方で、令和7年4月1日現在において以下の要件を満たしている方が対象となります。

- (1)立川市内に農地を所有している
- (2)令和6年において生産した農畜産物の販売金額を確定申告している

支援金額

令和6年分の確定申告等において、経費として申告した肥料費・飼料費・諸材料費・動力光熱費の合計額の100分の30に相当する額(上限額あり)
予算に限りがありますので、お早めに申請をお願いします。(予算額4,000万円)

上限額

	販売金額 (令和6年分確定申告)	交付上限額	
		認定農業者	認定農業者以外
個人・法人 1農家あたり	300万円未満	120,000円	100,000円
	300万円以上～ 1,000万円未満	360,000円	300,000円
	1,000万円以上	600,000円	500,000円

※申請する際は、立川市ホームページ上の「農業者物価高騰等緊急支援金」ページに掲載の説明書等を必ずご確認ください。

こちらのQRコードより
ご確認ください



【問い合わせ先】

立川市産業まちづくり部農業振興課農業振興係
☎ 042-523-2111 内線 2249・2250